

臨床工学技士国家試験出題基準の利用法

臨床工学技士国家試験は、臨床工学技士法第 10 条に基づいて、「臨床工学技士として必要な知識及び技能について」行われる。

その内容を具体的な項目によって示したものが、臨床工学技士国家試験出題基準である。臨床工学技士国家試験の妥当な内容や範囲及び適切なレベルを確保するため、臨床工学技士試験委員はこの基準によって出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

なお、当該出題基準は学校養成所の卒前教育で扱われる内容の全てを網羅するものではなく、また、これらの教育のあり方を拘束するものでもない。

1. 本基準の適用にあたって考慮すべき事項

- (1) 出題する範囲、レベルは臨床工学技士学校養成所カリキュラムに記載されている程度の知識を要求するものとする。特に、養成所の修業年限が3ヶ年であり、講義内容が医学、工学の広範囲にわたることを考慮すべきである。
- (2) 問題の内容としては、幅広く複数の領域にまたがるもので、記憶に頼るものより、考え方を問うものが望ましい。
- (3) ME 系の問題では、基礎工学的内容を重視したものが望ましい。
- (4) 工学系の問題では、臨床工学技士として必要な、物理、化学、数学等の基礎科目的内容が盛り込まれたものが望ましい。
- (5) 医学概論は基礎医学（解剖、生理など）を重視するものとし、総合的な問題が望ましい。病名、薬品名は臨床工学技士がしばしば出会うものに限る。
- (6) 臨床医学総論では、化学、生化学や基礎医学（病態生理学等）的内容を含むものとし、ここでも病名や薬品名は臨床工学技士として医療現場でしばしば出会うような重要なものにとどめることとする。
- (7) 試験科目と指定規則に定める教育内容について
v、vi ページの指定規則は、臨床工学技士学校養成所指定規則別表第 1（臨床工学技士法第 14 条第 1 号の学校及び養成所）の教育内容である。

指定規則別表第 1 の内、基礎分野の「科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解」は、試験科目の「医学概論」に含む。専門分野の「臨床実習」は、教育課程全体の学びを実践的に深める役割を果たし、試験科目ごとの明確な紐づけはないものの、臨床実習で得られる知識は全ての国家試験科目に反映されることを前提とします。

2. 分類について

本基準での各項目は、見出し（章）・見出し（節）・大項目・中項目・小項目・備考に分類する。

- (1) I、II で示された、見出し（章）は試験科目名である。

見出し（章）の下【 】内は、臨床工学技士学校養成所指定規則に定める教育内容を示す。

また、【 】の下に (1) (2) 等で示されたものは、以下の大項目を統括する見出し（節）である。

- (2) 大項目は、中項目を束ねる見出しである。

(3) 中項目は、小項目を統括する内容を示す項目である。科目分野ごとに、主に次の項目で分類されている。

- ① 医学系では疾患名、症状群名等
- ② ME系では医療機器および装置の名称・規格・基準・操作等の分類等
- ③ 工学系では医用工学をめぐる定理、原理、法則及び機器の特性、作用、現象等の分類をそれぞれの留意すべき事項、述語、用語等

(4) 小項目は、中項目に関連する具体的な範囲を示す。小項目が空欄の場合、標準的な教科書等が出題範囲となる。

(5) 備考は小項目に関する内容のうち、特に重要な事項や補足的な説明等とする。ただし、出題範囲を限定するものではない。

(6) 記号等の記入について

- ① 見出し(章)はⅠ、Ⅱの数字で記入する。
- ② 大項目は、1、2の数字で記入する。
- ③ 中項目は(1)、(2)の数字で記入する。
- ④ 小項目は①、②の数字で記入する。小項目をさらに細分化する場合は、a、b、cを用いる。
- ⑤ 用語等専門領域等により同一事象に対し異なる表現がある場合には、カッコ書き等によりどちらも使用可能とする。また、試験委員会の判断でカッコ内、外の語を単独または併記して使用可能とする。

() : 直前の語の説明、例示に使用

< > : 直前の語と同義、言い換えの意味のものに使用

{ } : () や < > の中に () や < > がある場合の大きな括り

3. 基礎科目的内容の重視について

1. で述べたとおり、問題には基礎科目的内容を含めるべきであるが、特に、専門基礎科目の「Ⅱ. 医用電気電子工学」および「Ⅲ. 医用機械工学」には、「物理・数学」を、「Ⅳ. 生体物性材料工学」には、「物理、化学、数学」を含めるべきである。また、専門科目の「Ⅰ. 生体機能代行装置学」には、「化学」を、「Ⅱ. 医用治療機器学」および「Ⅳ. 医用機器安全管理学」には「医用機器学概論」を、「Ⅲ. 生体計測装置学」には「計測工学、医用機器学概論」を、さらに、「Ⅴ. 臨床医学総論」には、「化学、臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学」を含めるべきである。